

令和6年度 地域密着型サービス事業者向け資料

1. 高齢者虐待防止について（身体拘束の原則廃止も含む）	1
2. 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について	2
3. 介護保険サービスに関する問い合わせの留意点について	3

資料1 高齢者虐待防止について

令和7年3月

桐生市 健康長寿課

介護管理給付係

1. 高齢者虐待について

(1) 虐待の種類

「高齢者虐待」は、暴力的な行為（身体的虐待）だけではなく、必要な介護サービスの利用をさせない、世話をしないなどの行為（介護・世話の放棄・放任）、暴言や無視、いやがらせ（心理的虐待）、性的な嫌がらせなどの行為（性的虐待）、勝手に高齢者の資産を使ってしまうなどの行為（経済的虐待）が含まれます。

(2) 高齢者虐待を発見した場合の通報義務

高齢者虐待防止法には、介護サービス従事者が職場等で高齢者虐待を発見した場合、**市町村への通報義務**が明記されています。介護サービス従事者は、高齢者介護の専門職であるがゆえに、虐待行為は決して見過ごさないという認識が求められます。

また、高齢者虐待防止法には、通報者が不利益を被らないよう、以下2点が定められました。

- ① 通報を行うことは、「守秘義務違反」にあたらない
- ② 通報したことによって、解雇その他の不利益な扱いを受けない

(3) 介護保険施設等での身体拘束の禁止

介護保険施設等では、サービス提供に当たり「生命又は身体の保護するため緊急やむを得ない場合を除き」**身体拘束は原則禁止**されています。「緊急やむを得ない場合」とは、下記3要件のすべてを満たすことが必要です。

- ① 切迫性：利用者本人や他の利用者の生命や身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- ② 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束は一時的なものであること

※「緊急やむを得ない場合」の判断は、個人やチームではなく、施設全体で判断します。

(4) 虐待が発生する状況

「高齢者虐待」は、虐待をしている人に**虐待の自覚がないことがあります**。

また、ケア方法の知識不足が原因で、高齢者のためになると思いつていることが虐待につながることや、家族や親族などが些細なことと思いつても、些細なことの積み重ねが高齢者の心身に重大な影響を与え、虐待につながることもあります。

例えば・・・夜間、失禁しないよう、水分摂取を控えさせてしまうことで、高齢者が脱水症状を引き起こす危険が高くなる等

例えば・・・転倒防止のために、車いすから立ち上がれないよう、車いす利用時は常にベルトを装着し、車いすに体を固定する等

例えば・・・何度も同じことを言われ、つい怒鳴ってしまう等

2. 運営推進会議及び介護・医療連携推進会議について

運営推進会議等とは、「桐生市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、各事業所が自ら設置すべきものであり、利用者やその家族、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

下記に条例第61条の17（地域密着型通所介護）について記載しますが、各サービスの規定をご確認いただき、今後も適正に実施してください。

※認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設は2月に1回以上、年6回以上の開催、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護はおおむね6月に1回以上の開催となります。

（地域との連携等）

第61条の17

指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4・5 略

3. 介護保険サービスに関する問い合わせの留意点について

介護保険給付及び指定基準に関する問い合わせについては、メール・書面にて受付しているところですが、今後も御理解・御協力をお願いいたします。

【問い合わせを行うまでの手順】

- ① まず関係法令や通知、Q&A等を調べる。
- ② それでも解決しない場合は、管理者や他職員にも確認し、事業所内で検討する。
- ③ 解決に至らない場合は、健康長寿課にメールもしくは書面にて問い合わせを行う。
質問票には、質問内容のみではなく、必ず調べた資料や根拠、見解も明記する。

【提出方法】

- ・質問は書面にて、電子メール、FAXまたは窓口にてご提出ください。
- ・事業所名、担当者名、電話番号、サービス種類、質問分類（算定基準、人員基準など）、利用者情報、参考とした基準や通知、事業所としての見解も明記してください。

【提出先】

桐生市 保健福祉部 健康長寿課 介護管理給付係

メール：kenkochoju@city.kiryu.lg.jp F A X : 0277-45-2940